



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2019 JULY / 219号

★ 2019年意匠法の改正と建築物 ★

岡本特許ニュース5月号で説明しましたように、「特許法等の一部を改正する法律案」が可決成立しています。施行日は公布の日から記載して1年以内の範囲内で政令により定められます。今月は意匠法の改正項目中の「建築物」についてみてみたいと思います。

1. 意匠の保護対象の拡大

現行意匠法の保護対象である「物品」は、有体物である動産をいうものと解されています。

今回の改正では意匠法の保護対象が、①物品（動産）、②建築物（不動産）、③画像の3種類に拡大されました。つまり、②と③が保護対象に加わりました。

第二条

この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。〈略〉）であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。〈略〉

二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
〈略〉

第八条の二

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

2. 背景

建築物の外観・内装の保護をめぐる争われた有名な判決に「コメダ珈琲店事件」があります。



【コメダ珈琲店岩出店】



【マサキ珈琲中島本店】

コメダ珈琲は、平成27年9月1日時点で全国645店舗を有していたという有名な喫茶店です。このコメダ珈琲の店舗外観・内装によく似た店舗を使ってコーヒーの提供業務を行っていたマサキ珈琲に対してコメダ珈琲は店舗外観の使用差止を東京地裁に請求しました。東京地裁は平成28年12月19日、コメダ珈琲の主張を認め、マサキ珈琲に店舗外観の使用差止の仮処分決定を下しました。その後、両社は平成29年7月5日付で和解しました。

上記事件は不正競争防止法2条1項1号を巡って争われました。今回の改正法のような法律が当時あれば、意匠法でも争われていたかもしれません。上記事件では原告店舗外観の周知性は疑問の余地がなかったようですので結論は変わらなかったでしょうが、それほど周知でない店舗外観の場合には、意匠登録が役に立ちます。意匠権侵害の判断では、原告登録意匠の周知性は要求されないからです。